

◇平成16年度 国土交通省PFIセミナー(広島会場) 質問一覧

NO	質問	回答
1	VFM評価のソフトウェアは市販されているのか？	当方で把握できている範囲で、配布されているものもあるようです。当省で昨年度より実施しているVFM簡易シミュレーションにおいて使用しているモデルについては、簡略化したモデルであるため、実際の事業に単純に適用することが望ましくないと考えられることから、あえて公開しておりません。
2	中国地方における事業実施状況と具体的な市町村の需要。	内閣府の資料によると、中国地方では、19件の事業が進められていると聞いております。そのうち、10件が市町村主体(県と合同のもの、事務組合施行のもの含む)であり、ある程度、市町村の需要もあると考えられます。
3	具体事例の紹介をお願いします。	具体事例については、セミナー当日のプレゼンテーション、また、内閣府のホームページ等を参照いただくようお願いします。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・希望予定価格の事前公表をなぜしないのか？ ・民間活力の利用とあるが、国土交通省他はどこまで事業関与しようと考えているのか？ ・不落札経費の取り扱いについて(補助は考えているか？) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国施行の事業においては、会計法により、予定価格の公表ができないこととなっております。また、地方自治体施行の事業については、地方自治体の判断による考えられます。 ・個別の事業における公共側としての責任分担については、当該リスクを分担するにふさわしい者が負担することとなると考えられます。 ・入札にかかる経費については、原則、入札参加者の負担となります。
5	橋梁のPFIについてのセミナーの有無。	橋梁に関するセミナーについては具体的な情報は入手しておりませんが、(社)土木学会等において様々な検討が進められていると聞いております。
6	<p>資金調達を公共側が実施するDBO(Design Build Operate)と呼ばれる方式があります。初期投資費のうち補助金の占める割合が多い事業(いわゆる裏負担と合すると初期投資のほとんどを一括支出する必要がある場合)や、公共調達の方が金利負担が少なく、VFMが出やすいと判断されるケースなどで採用されていると認識しています。この方式を、民間が資金調達するPFI(BTO, BOT問わず)と比較した場合のメリット・デメリットはどのようなものでしょうか。また、そもそも民間の資金を活用しないDBO方式は、PFI法に基づくPFIとみなしてよいのでしょうか。</p>	<p>DBOについては、確立した定義がないと認識していますが、「公共側が資金調達し、設計と建設、維持管理・運営を一体的に発注する方式」と考えた場合、メリットとしては、金利は公共調達の方が一般的に低い点等があると考えられます。デメリットとしては、プロジェクトファイナンスによるPFI事業で実施した場合と比較した場合、金融機関によるモニタリングが受けられない等があげられると考えられます。また、PFI法に基づくPFIと見なせるかについては、PFI法によれば、法に基づく手続きによれば、基本的にPFIと見なせると考えられます。</p>
7	建設投資の中でPFIの占める割合はどの程度ですか。また、最近5年間の推移はどうなっていますか。	<p>PFI法に基づいて実施方針が公表されているものが平成15年度末で、推定総事業規模がおおむね1兆円といわれています。また、実施方針公表年度ごとの件数としてH11-3件、H12-12件、H13-29件、H14-47件、H15-47件と推移しています。</p>
8	中小の建設業者でも取り組めるような規模のものも、今後は出てくるのでしょうか？	今後のPFI事業についての規模、内容については具体的に把握しておりませんが、中小の事業者によるPFI事業について実施例は出てきています。

◇平成16年度 国土交通省PFIセミナー（広島会場） 質問一覧

NO	質問	回答
9	<p>いろいろな内容のSPC株譲渡制限が、PFI事業毎に設定されております。この制限が、民間事業者にとって、別のPFI事業に参加することの障害要因となってきたようです。民間事業者としては、一旦SPCに出資した資本を回収することができれば、新たなPFI事業のSPCに再投資することが容易になります。</p> <p>しかしながら、現状では、PFI事業に参加した実績が増える毎に、SPC株を抱え込んでしまい、実績を増やせば増やす程、実績を伸ばし難くなるという矛盾が生じてしまいます。</p> <p>そこで、PFI法を改正するなど、すべてのPFI事業で統一的に、この譲渡制限を撤廃することはできないのでしょうか。</p>	<p>SPC株譲渡制限を掛けるかどうかは基本的には事業の特性等を勘案した上での自治体の判断によるものと考えられます。</p> <p>提案企業の実績、能力等を含めて評価をしたのだから、株式が譲渡されて他の企業に譲渡されてしまうリスクを回避することに留意する場合、SPC株式譲渡制限を掛けることとなるようです。一方、長期間に亘る事業期間においては企業はその時々で相応しい企業が担うのが最もその事業にとってよいと考える場合に、株式譲渡を認めるというものです。</p>
10	<p>自治体などにPFI事業を推奨するための方策、プロポーザル方式によるPFI事業参加企業の選定基準等。</p>	<p>自治体のPFI事業の推進のために、BOTに対する補助金の整理等様々な取り組みを実施しています。PFI事業参加企業の選定については、各事業の内容に応じて、各自自治体において適切に設定されると認識しております。</p>
11	<p>現在、箱者中心のPFIに対して、土木のPFIの可能性についてのお考えをお聞きしたいと考えております。</p>	<p>VFMが出る等、PFIに適した事業であれば、実施される可能性があると考えられます。</p>
12	<p>PFIの国内実施状況及び市場規模、今後の展開予定に関してご説明頂けましたら幸いです。又、従来PFI参加実績の無い、企業・事業部門が初参加する為の、具体的手順等に関してご説明頂ければと考えます。</p>	<p>PFI事業としては、内閣府の資料より、平成15年度末で138件で推定総事業規模おおむね1兆円といわれています。また、件数は、平成16年9月末で、165件となっています。今後の見通しとしては、個々の事業の特性により、PFI方式が馴染むかどうかの判断がされることもあり、展開予定として把握はできておりませんが、PFI事業の推進に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>なお、PFI事業に関するノウハウの提供のため、セミナーの開催等の取り組みを実施しています。また、種々の団体からPFI事業に関する解説を行った文献等が出版されており、参考となると考えられます。</p>
13	<p>劣後債について御教示下さい。</p>	<p>資金調達の際に、様々な融資形態の一つとして、金利は高いが、返済の優先順位の低い融資枠として設定するものとされています。</p>